

県外からの山口県立高等学校への志願について

県外から、山口県立高等学校全日制に入学を志願する場合は、事前に「**山口県立高等学校入学志願承認**」の手続をすることになります。

《令和5年10月24日（火）以降のできるだけ早い時期》

① 中学校の先生又は保護者は、次の電話番号まで連絡してください。今後の手続について説明します。

083-933-4627（山口県教育庁 高校教育課 普通教育班）

② 次の（１）、（２）を送付してください。

- （１）Webページに掲載している、「『山口県立高等学校入学志願承認申請』に係る関係書類送付申込書」に、次のア～オを記入したもの
- ア 在学又は卒業中学校の正式な学校名、住所、郵便番号、電話番号、担任の先生のお名前
 - イ 志願者本人及び保護者の名前、現住所、郵便番号、電話番号
 - ウ 山口県内の転居先住所
 - エ 転居の理由（できるだけ詳しくお書きください。）
 - オ 志願先高等学校名、学科・コース名
- （２）関係書類を送付するための返信用封筒
- 封筒の大きさは、角形2号（縦33.2cm、横24cm）
 - 390円分の切手を貼付のこと。
 - 封筒の表には、在学又は卒業中学校の郵便番号、住所、宛先は「〇〇中学校長様」と記載のこと。

【送付先】 住所 〒753-8501 山口市滝町1-1
宛先 山口県教育庁高校教育課 入学者選抜担当

③ 山口県教育庁高校教育課が、中学校長に関係書類を送付します。

中学校長及び保護者は、必要書類を作成してください。

《令和6年1月4日（木）から2月5日（月）（必着）まで》

④ 中学校長は、必要書類を志願先高等学校長に送付してください。

送付後は、志願先高等学校の変更はできません。
推薦入学に出願する場合は、1月中旬までに承認を得る必要があります（推薦入学の出願が1月26日（金）から1月31日（水）の午前10時までであるため）。

⑤ 山口県立高等学校への志願が承認された場合、山口県教育庁高校教育課が中学校長に志願承認通知書を送付します。

⑥ 志願承認通知書を受検願書の裏側の所定の場所に貼付の上、出願してください。

- ※ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行います。なお、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の30%以内です。
- ※ 下関商業高等学校を志願する場合は、下関市教育委員会にお問合せください。（電話：083-231-1570）